



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午前 10時 50分 受付
(通告書 3枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質問事項	要旨	答弁者
1 つくば市の「情報コミュニケーション条例」の進捗について	<p>身体、認知機能、言語等さまざまな「障害」があることで、その障害がない人であれば支障なく得られる情報を得られない方がいます。</p> <p>音声の情報は聴覚障害者に届かず、逆に音声情報の方がわかりやすい読み書き障害の方もいます。点字や読み上げ機能に対応していない印刷物やWEBページは視覚障害者に届きません。</p> <p>つくば市では、こうしたさまざまな不便をできる限り解消するために何をすべきかを定める「情報コミュニケーション条例」を策定中ですが、その進捗状況について以下伺います。</p> <p>(1) この条例を策定することになった背景、経緯及び今後の予定 (2) 条例策定により推進を予定している施策 (3) この条例が目指すつくば市の姿</p>	市長 担当部長
2 つくば市の公共施設バリアフリーガイドラインについて	<p>つくば市は2024年3月にバリアフリーマスタープランを策定しました。プランには今後市内のバリアフリー化を進めるための基本方針を3点明記されています。</p> <p>その一つが「公共施設におけるバリアフリー化」です。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>3 つくば市の公立学校児童の放課後のあり方</p>	<p>ガイドラインには、新設だけでなく、既存の施設においてもバリアフリー化を進めることが明記されています。この方針を受けて、現在市で策定が進められている「つくば市公共施設のバリアフリーガイドライン」について以下伺います。</p> <p>(1) このガイドライン策定に向けての予定 (2) このガイドラインの適用範囲 (3) このガイドラインが策定された後の新築、増改築等の際の手続きはどのようなことになることを想定しているか</p> <p>多くの子どもにとって、毎日の「放課後」の時間はワクワクする、心身ともに解放された時間です。</p> <p>つくば市では小学生の子どもの放課後の過ごし方として、そのまま帰宅、公営や民営の児童クラブで過ごす他に、児童館、放課後子ども教室や交流ひろばといった場があります。</p> <p>また、次年度からは放課後の居場所として新しい事業（アフタースクール事業）も始まる予定です。</p> <p>多くの事業がどのようなプランをもとに計画され、どのような目的・目標で運営されているのか、そして何より子どもにとって豊かな放課後の過ごし方についてともに考える目的で以下伺います。</p> <p>(1) つくば市が行っている放課後子供教室の事業概要（年間実施回数、運営スタッフ、プログラム） (2) つくば市が行っている交流ひろばについて（実施校、開催場所と内容、運営スタッフ）</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>(3) 沼崎小学校にモデルとして導入予定のアフタースクール事業と交流ひろばの違いについて</p> <p>(4) つくば市における放課後の居場所事業の方向性</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。